

令和5年3月2日

東北町議会議長 岡山 粕 男 殿

教育民生常任委員会
委員長 田 嶋 悟

所管事務調査報告書

本委員会は所管事務の調査について、下記のとおり会議規則第47条の規定により報告します。

記

- 1 開催期日 令和5年2月17日（金）
- 2 開催場所 役場議員控室
- 3 調査事項
 - (1) 所管事務調査
 - ①町民課 ・東北町国民健康保険事業の概要について
 - ②学務課 ・東北町奨学資金返還支援事業の概要について

4 調査結果

本委員会は、閉会中の調査事項でありました所管事務について、副町長、教育長職務代理者及び担当課長の出席を求め、開催しました。

調査の方法は、町側から説明を求め、その後質疑を行いました。

以下、調査の概要と質疑等のありました主なものについて、報告いたします。

町民課

・東北町国民健康保険事業の概要について

1 加入世帯数及び被保険者数

(単位：人)

	R元年度 (年度末)	R2年度 (年度末)	R3年度 (年度末)	R4年度 (R5.1.31現在)
世帯数	2,640	2,599	2,535	2,451
(全世帯数に対する割合)	(36.3%)	(35.6%)	(34.9%)	(33.5%)
被保険者数	4,516	4,364	4,180	3,969
(全町民数に対する割合)	(26.1%)	(25.6%)	(24.9%)	(23.9%)

2 医療給付費の状況

(単位：円)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 (3月補正後予算額)
医療給付費の総額	1,481,075,269	1,383,999,637	1,366,028,249	1,438,272,000
一人あたりの医療給付費 (給付費総計÷被保険者数)	327,962	317,140	326,801	362,376

3 保険税賦課及び収納状況 (現年課税分)

(単位：円)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 (R5.1.31現在)
調定(賦課)額	540,756,700	492,691,700	499,078,000	436,130,700
収 納 額	506,511,687	465,777,233	471,793,129	346,870,280
収 納 率	93.67%	94.54%	94.53%	79.53%
一人あたりの保険税 (調定(賦課)額÷被保険者数)	119,742	112,899	119,397	109,884

4 決算の状況

(単位：円)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 (3月補正後予算額)
歳入合計	2,349,216,268	2,229,661,587	2,141,444,610	2,124,133,000
歳出合計	2,300,714,161	2,195,853,243	2,104,159,957	2,124,133,000
収 支 額 … ①	48,502,107	33,808,344	37,284,653	0
歳入のうち国保財政調整基金 からの繰入金 … ②	39,622,000	58,300,000	0	0
実質単年度収支 (①-②)	8,880,107	△ 24,491,656	37,284,653	0

【質疑】 収納率が高ければ、国からの補助や支援があるのではないか。

【回答】 保険者努力支援制度というものがございまして、その中で収納率も若干加味されております。収納率が高ければ、点数の配分が若干多くなり、保険者が努力しているなということとで点数が加算され、その分上乘せされるということになっております。

【質疑】 国保の財政調整基金は今いくらあるのか。

【回答】 3月補正後の基金の残高見込みは1億5,200万円程度となっております。

学務課

・東北町奨学資金返還支援事業の概要について

この東北町奨学資金返還支援事業については、令和11年度の事業開始に向けて、現在は、準備期間ということで、取り組んでいる。

令和11年度、最初に支援事業の対象となる学生は、令和5年度以降に奨学資金の貸与を受ける学生で、今年の4月から4年生になる学生が、最初の支援対象者ということになるので、令和5年4月以降、奨学資金の貸与を受けた学生又は今後、奨学資金の貸与を受けようとする学生に対して、町の広報やホームページなどで、広く紹介していく必要があります。

○東北町奨学資金返還支援事業の概要について（要綱案中重要箇所）

◆事業の趣旨

若年世代の町内定住を促進するとともに、地域産業を担う人材の育成及び確保を図るため、予算の範囲内において東北町奨学資金返還支援事業補助金を交付する。

◆対象奨学資金とは

補助金の交付対象となる奨学資金は、条例に規定する奨学資金とする。

（東北町奨学資金貸付条例において、貸付けを受けた奨学資金を指す。）

◆補助対象者とは

- (1) 令和5年度以降に奨学資金の貸与を受けた者
（現在の大学生で、令和5年度（今年の4月）4年生になる学生から対象。）
- (2) 大学等を卒業後、条例に規定する返還期間内において、町内に継続して5年以上定住している者。
- (3) 事業所等に就業している者
- (4) 補助金の交付を申請する時点において、町の奨学資金の返還を行っている者
- (5) 他の奨学資金返還支援制度を利用していない者
- (6) 条例に規定する奨学資金の返還及び町税等に滞納がない者

◆補助金の額について

補助金の額は、5年間定住後の申請においては、補助金を申請する前年度までの5年間に返還した奨学資金の額に2分の1を乗じて得た額とし、年額当たり12万円を上限とする。

また、それ以降（6年目以降）の申請においては、申請年度の前年度に返還した奨学資金の額に2分の1を乗じて得た額とし、年額12万円を上限とし補助する。

◆補助対象期間について

町内に定住し、奨学資金の返還を行った期間。

(奨学生が卒業した月の1年後から15年以内の期間。)

◆補助金の申請

補助金の交付を受けようとする者は、規定する要件を満たした年度の翌年度に、町長に申請。また、補助金の交付を受けた翌年度以降、要件を満たしている間、毎年度申請するものとする。(要件を満たして補助対象となり、1度申請した方でも、次の補助金をもらうために毎年申請が必要。)

◆審査委員会

奨学資金支援事業の審査委員会は、奨学資金貸付審査委員会と同じ審査委員で審査する、(審査委員会は、申請ごとに必ず実施する。)

◆要綱施行日

令和5年4月1日から施行する。

【質疑】この事業の財源は。

【回答】一般財源ということで、過疎債を充てることを予定している。

町民課	・補正予算の概要説明
福祉課	・補正予算の概要説明
保健衛生課	・補正予算の概要説明
学務課	・補正予算の概要説明
社会教育課	・補正予算の概要説明
スポーツ振興課	・補正予算の概要説明

その他

【質疑】9月議会でお願ひした蛭沢地区学習等共用センターの改修はどうなっているか。

【回答】現場を確認し、必要と判断した部分については、取り付けや改修は終わっております。それ以外の部分については、多少の不便はあるとは思いますが、使っていただく上ではそんなに問題はないと判断しております。

福祉課

・東北町子育て未来支援金について

令和5年度の新規事業として、これまで、第2子以降の出生時に給付していた「赤ちゃん祝金」を見直し、子どもの成長とともに、長期的に支援する「子育て未来支援事業」として、出生時のほか、小学校入学時、中学校入学時に支援金を給付する事業を実施予定。

○赤ちゃん祝金(令和4年度見込)

※令和5年4月1日以前に生まれた子どもが対象

	出産時		年度計
	金額	人数	
2子	25万円	30	750万円
3子以降	35万円	27	945万円
計		57	1,695万円

赤ちゃん祝金条例は令和5年4月1日で廃止となるが、令和5年度の当初予算には、出生届の提出が出生後14日以内であるため、令和5年4月1日以前に生まれた赤ちゃん祝金該当者の予算も計上。

○東北町子育て未来支援金（令和5年度より）

※令和5年4月2日以降に生まれた子どもの出生時、小学校入学時、中学校入学時に給付
よって、赤ちゃん祝金をもらった子どもは、小中学校入学時は対象外

	①出産・子育て応援給付金 国庫補助 2/3 県町負担 1/6	②子育て未来支援金（町単独事業）						合計	①+② 合計	R5当初 予算 (案)
		出生時 (R5年度～)		小学入学時 (R12年度～)		中学入学時 (R18年度～)				
		金額	人数	金額	人数	金額	人数			
1子	10万円							10万円		
2子	10万円	10万円	40	5万円		5万円		20万円	30万円	400万円
3子	10万円	10万円	19	10万円		10万円		30万円	40万円	190万円
4子	10万円	10万円	3	20万円		20万円		50万円	60万円	30万円
5子以降	10万円	20万円	4	35万円		35万円		90万円	100万円	80万円
計			66		0		0			700万円

※子育て世帯の負担軽減やこれから「子どもを産み、育てようと思う」子育て世代の「後押し」につながればと考え本事業を実施予定。